



第4章 全体構想

1 都市づくりの目標

都市づくりの課題を踏まえ、総合計画で定める将来像を実現するための都市づくりの目標を定めま
す。

【将来像】

あたらしく、知多らしく。 梅香る わたしたちの緑園都市 (総合計画)

【都市づくりの目標】

都市構造

都市の顔となる拠点が形成され、市内外がネットワークで結ばれた都市

- 朝倉、巽ヶ丘、新舞子駅といった鉄道駅等を中心とする複数の市街地を基本とした密度の高い都市の形成
- 各市街地において都市機能が集積し、にぎわいを創出する拠点を形成
- 特に朝倉駅周辺では知多市の顔となる拠点を形成
- 鉄道による広域交通体系と本市内の各地域を結ぶ交通ネットワークの形成
- 多様な世代が定住する魅力的な新市街地の形成

市民生活

日常生活を便利に安心して送ることができる市街地が形成された都市

- 身近な生活圏において、日常生活に必要な都市機能の確保
- 地震、高潮による浸水や土砂災害といった懸念される災害リスクを低減するインフラの強化や安全な避難、救援物資を確保するネットワークの形成

産業・交流

(都) 西知多道路等の広域交通を生かした人が集まる場・働く場が確保された都市

- 臨海部等の既存の工業機能の維持・強化や新たな産業立地の促進
- 多くの人が市内外から訪れる観光交流拠点の形成
- (都) 西知多道路インター周辺では広域交通の利便性を生かした新たな交流拠点の形成や産業の強化
- 新舞子の海辺や佐布里池の水辺、里山、岡田地区の歴史的建造物等の自然環境・観光資源を生かした市民交流や来訪者の交流の場の充実

都市環境

海・里山・公園といった恵まれた自然が保全・活用されるとともに環境負荷が低い都市

- 海・里山・公園といった恵まれた自然環境・景観資源の保全と活用
- 歩いて暮らせる都市構造の構築や公共交通の利用促進により環境負荷を低減

都市運営

健全な都市運営による持続可能な都市

- 人口維持や経済基盤維持に必要な住宅地、産業用地の適正な確保
- 限りある財源に対応した道路、公園、下水道等のインフラや公共施設の適正配置・維持管理
- 市民協働や官民連携の促進

(参考) 都市づくり課題と都市づくりの目標の対応整理

【都市づくりの課題(強みを生かす課題:○、弱みを克服する課題:●)】

- ①集約型都市構造への転換 - 都市機能の集積度向上が求められている -
 - 朝倉、巽ヶ丘、新舞子駅といった主要な鉄道駅等を核とした集約型都市構造への転換
 - 市民が移動しやすい公共交通や道路の交通ネットワークの形成
 - 朝倉駅周辺等の商業地におけるにぎわいの創出
 - 将来の人口減少に抑制をかけるとともに増加傾向にある世帯数を受け入れる集約型都市構造の転換に資する新たな市街地の確保
- ②身近な生活圏の構築 - 人口減少・超高齢社会に対応した都市空間が求められている -
 - 日常生活に必要な施設が身近に立地した生活環境の維持・確保
 - 今後のさらなる高齢化の進行に対応するための歩いて暮らせる環境の創出
- ③安全で安心な暮らしの確保 - 安全・安心で住み続けられる都市空間が求められている -
 - 避難、救助、物資輸送等を円滑に行う緊急輸送道路の維持
 - 充実した上下水道、道路・橋梁、公共建築物等の維持管理及び耐震化
 - 地震、高潮による浸水や土砂災害等の危険性が高い区域や古い建物が多く残る地域等における防災・減災対策
- ④産業競争力の強化、産業立地等民間投資の誘発 - 持続可能な経済基盤が求められている -
 - 臨海部等の既存の工業地を生かした工業の発展
 - 今後の産業立地の受け皿となり、(都)西知多道路等の広域交通利便性を生かした新たな産業系市街地の形成
 - 産業の活性化に向けた西知多産業道路等の交通渋滞の解消
- ⑤地域資源を生かした交流の促進・拡大 - 観光交流・市民交流を通じた都市活力が求められている -
 - 本市の自然環境や特色ある公園等の観光資源を生かした観光の振興
 - 名古屋駅と中部国際空港の両方に近接した立地特性を生かした産業の活性化
 - 広域からアクセスしやすい朝倉駅周辺における市民交流の拡大
- ⑥魅力ある都市景観の形成 - 都市の個性を示す資源として景観の活用が求められている -
 - 海・里山・公園等の恵まれた自然環境や優れた景観の保全・活用
 - 減少傾向にある緑地の適切な保全
- ⑦環境負荷の低減への対応 - 環境負荷の軽減が求められている -
 - 鉄道やバスといった公共交通の利用促進による二酸化炭素排出量の低減
 - 恵まれた自然環境の保全
 - 過度に自動車に依存しなくても暮らしやすい都市構造や生活圏の形成
- ⑧既存社会資本ストックの最大活用と適正管理 - 都市運営コストの削減が求められている -
 - 新たな住宅や企業の立地による安定的な税収の確保
 - 公共施設におけるサービスの維持・向上と老朽化する公共施設の更新にかかるコストの削減
 - 公共施設における維持管理・運営に対する民間活力の活用

【将来像】

あたらしく、知多らしく。梅香る わたしたちの緑園都市 (総合計画)

【都市づくりの目標】

- 都市の顔となる拠点が形成され、市内外がネットワークで結ばれた都市**
 - 朝倉、巽ヶ丘、新舞子駅といった鉄道駅等を中心とする複数の市街地を基本とした密度の高い都市の形成
 - 各市街地において都市機能が集積し、にぎわいを創出する拠点を形成
 - 特に朝倉駅周辺では知多市の顔となる拠点を形成
 - 鉄道による広域交通体系と本市内の各地域を結ぶ交通ネットワークの形成
 - 多様な世代が定住する魅力的な新市街地の形成
- 日常生活を便利に安心して送ることができる市街地が形成された都市**
 - 身近な生活圏において、日常生活に必要な都市機能の確保
 - 地震、高潮による浸水や土砂災害といった懸念される災害リスクを低減するインフラの強化や安全な避難、救援物資を確保するネットワークの形成
- (都)西知多道路等の広域交通を生かした人が集まる場・働く場が確保された都市**
 - 臨海部等の既存の工業機能の維持・強化や新たな産業立地の促進
 - 多くの人が市内外から訪れる観光交流拠点の形成
 - (都)西知多道路インター周辺では広域交通の利便性を生かした新たな交流拠点の形成や産業の強化
 - 新舞子の海辺や佐布里池の水辺、里山、岡田地区の歴史的建造物等の自然環境・観光資源を生かした市民交流や来訪者の交流の場の充実
- 海・里山・公園といった恵まれた自然が保全・活用されるとともに環境負荷が低い都市**
 - 海・里山・公園といった恵まれた自然環境・景観資源の保全と活用
 - 歩いて暮らせる都市構造の構築や公共交通の利用促進により環境負荷を低減
- 健全な都市運営による持続可能な都市**
 - 人口維持や経済基盤維持に必要な住宅地、産業用地の適正な確保
 - 限りある財源に対応した道路、公園、下水道等のインフラや公共施設の適正配置・維持管理
 - 市民協働や官民連携の促進

都市構造

市民生活

産業・交流

都市環境

都市運営

2 将来フレーム

本計画では、令和12(2030)年を目標年次とした将来フレーム(指標)を設定します。

(1) 人口フレーム

第6次知多市総合計画で推計した将来人口のうち、本計画の目標年次である令和12(2030)年の将来人口約82,000人を人口フレームとして採用します。

(2) 産業フレーム

過去の年成長率より推計した令和12(2030)年の市内総生産額約4,351億円(商業及び工業にかかわるものに限定)を産業フレームとして設定します。

(3) 土地利用フレーム

ア 住居系フレーム

人口フレームで定めた将来人口に対応した住宅地面積を住居系フレームとして設定します。現在の市街化区域の規模では、将来人口から想定される世帯数を受け入れる住宅が不足することが見込まれます。この不足する住宅分に相当する現在の市街化区域で収容できない人口は約4,400人と想定され、これに対応する**新規増分の住宅地は、約50ha**となります。

イ 産業系フレーム

産業フレームで定めた市内総生産額に対応した産業地面積(工場及び流通業務等の施設用地、観光交流施設用地)を産業系フレームとして設定します。新たな産業地の規模は、市内総生産額の過去の実績による年成長率から推計される将来の市内総生産額に対応するものとし、**新規増分の産業用地は約115ha**となります。

3 将来都市構造

(1) 基本的考え方

将来都市構造は、都市機能や居住の集積を図る「拠点」、市内外や各拠点を道路や公共交通で連携する「軸」、概ね同様の土地利用が図られる面的な広がりである「ゾーン」の3つの要素から構成します。

都市計画マスタープランは土地利用や都市施設整備等に関する方針を定める計画であるため、これらの実現には長期間を要することから、将来都市構造を定めるに当たっては、長期的な都市づくりを展望しておくことが必要です。

第6次知多市総合計画における人口推計では、今後10年間は人口が緩やかに減少していきますが、世帯分離や市外からの転入等を想定した世帯数を受け入れるため新たな住居系市街地を確保し、若年・子育て世代の定住を促進していくこととします。また、産業系市街地についても、広域交通を生かした新たな産業系市街地を確保していきます。

さらに長期的にみると、約10～20年後は、人口減少が継続していくことから、新たな住居系市街地を確保するのではなく、拠点形成に重点を置きつつ、今後10年で形成した市街地において増加する高齢者世帯を中心とした居住の緩やかな誘導等によって市街地の密度を維持していくこととします。一方、産業については新たな産業系市街地の確保を必要に応じて検討していきます。

(2) 将来都市構造の設定

ア 拠点

本市の都市を構成する複数の市街地において生活利便性を確保するため、都市拠点、副次的都市拠点、地域生活拠点を設定します。さらに、(都)西知多道路の整備効果を最大限活用し、交流の促進を図るため、広域交流拠点を設定します。

都市拠点

市内外から多くの人を訪れる拠点として行政機能、商業機能や文化・スポーツ交流機能といった多様な高次サービスを提供する都市機能やまちなか居住を促進する居住機能が集積する拠点として、朝倉駅周辺を位置付けます。

副次的都市拠点

都市拠点を補完し、商業、観光、文化、医療・福祉機能等、都市機能が集積する拠点として、北部地域は商業施設が集積する(都)東海知多線沿道、東部地域は巽ヶ丘駅周辺、南部地域は新舞子駅周辺を位置付けます。また、中部地域は、歴史的な街並み景観が残る岡田中央地区を観光や交流の観点から位置付けます。

地域生活拠点

地域住民が日常生活に必要な都市機能サービスを容易に享受できるよう、商業、医療、福祉、子育て等といった必要な都市機能が集積する拠点として、日常生活圏(中学校区)に1箇所以上を基本に位置付けます。

広域交流拠点

広域からの多くの人が訪れ、観光やレクリエーションを楽しめる拠点として、金沢インターチェンジ(仮称)周辺、知多運動公園周辺、新舞子海岸・マリパーク周辺、佐布里池周辺、岡田中央地区を位置付けます。

健康福祉拠点

医療機能や福祉機能等、地域包括ケアに関連する機能が集積する拠点として、高齢者や障がい者の福祉施設等が集積する新七五三山地区^{しめやま}周辺を位置付けます。

主要な公園

緑や水資源、スポーツ施設等により構成され、スポーツやレクリエーション活動等を通して広域的な交流や自然と親しむことができる場として主要な公園を位置付けます。

イ 軸

各拠点を相互に連絡し、多様な都市機能を便利に使えるネットワークを形成する交通軸及び、豊かな自然環境を保全するとともに市民が緑に親しめるネットワークを形成する河川の水辺空間軸を環境軸として設定します。

<交通軸>

公共交通軸（鉄道・バス）

本市西側及び東側を南北に整備された名鉄常滑線、名鉄河和線を、本市と名古屋都心部、中部国際空港等とを結ぶと同時に、市内における市街地を連携する公共交通軸(鉄道)に位置付けます。

また、都市拠点及び副次的都市拠点、市外の西知多総合病院を相互に結ぶ路線バス、コミュニティバス交通(あいあいバス)を市街地及び拠点間を連携する公共交通軸(バス)に位置付けます。

広域交通軸（地域高規格道路・主要幹線道路）

高い走行性を備え、都市間の広域交通を処理するとともに、空港アクセス機能等を担う地域高規格道路及び主要幹線道路を広域交通軸に位置付けます。

市街地連携交通軸（都市幹線道路）

複数の市街地を相互に結びつつ、各市街地と都市拠点、副次的都市拠点、地域生活拠点を結ぶ都市の骨格を形成する幹線道路を、市街地連携交通軸に位置付けます。

地区幹線軸（地区幹線道路）

都市幹線道路を補完する地区サービス道路で、各市街地における骨格を形成し、市街地において発生、集中する自動車交通を円滑に主要幹線道路、都市幹線道路等に導くとともに、沿道に生活利便施設が立地する等、住民の生活の軸となる道路を、地区幹線軸に位置付けます。

<環境軸>

河川の水辺空間軸（主要河川）

水資源の循環、多様な生物の生息空間、地表温度の上昇抑制、風の通りみち等自然環境上重要な役割を持つとともに、市民の暮らしに潤いを与え、歩行者、自転車ネットワークの要素ともなる主要な河川を河川の水辺空間軸に位置付けます。

ウ ゾーン

現在の土地利用を基本としながら、住宅地、工業地、公共公益的施設用地として積極的に都市的土地利用を図っていく市街地ゾーン及び、緑地、農地の保全や集落地の居住環境を維持していく緑地ゾーンを設定します。

<市街地ゾーン>

住宅地

主として住居系の土地利用を図り、商業系、公共公益的施設の土地利用等を含む良好な居住環境の維持・増進を図るゾーンを住宅地として位置付けます。

このうち、将来フレームで定めた住居系フレームの規模の範囲内で市街化区域に編入、又は市街化調整区域内地区計画等により計画的に市街地形成を図るエリアを住宅地候補エリアに位置付けます。

工業地

主として工業系・流通業務系の土地利用を図るゾーンを工業地として位置付けます。

このうち、将来フレームで定めた産業系フレームの規模の範囲内で市街化区域に編入、又は市街化調整区域内地区計画等により計画的に市街地形成を図るエリアを産業地候補エリアに位置付けます。

公共公益的施設用地

主として市役所を始めとする官公庁施設や医療・福祉施設、海浜レクリエーション施設・緑地等の公共公益的施設の集積を図るエリアを公共公益的施設用地に位置付けます。

知多運動公園周辺及び南5区Ⅲ工区においては、必要に応じ、市街化区域への編入等により、計画的な市街地形成していくゾーンとして公共公益的施設用地に位置付けます。

<集落地ゾーン>

集落地

市街化調整区域に分布する集落地について、今後も居住環境を維持していく集落地として位置付けます。

<緑地ゾーン>

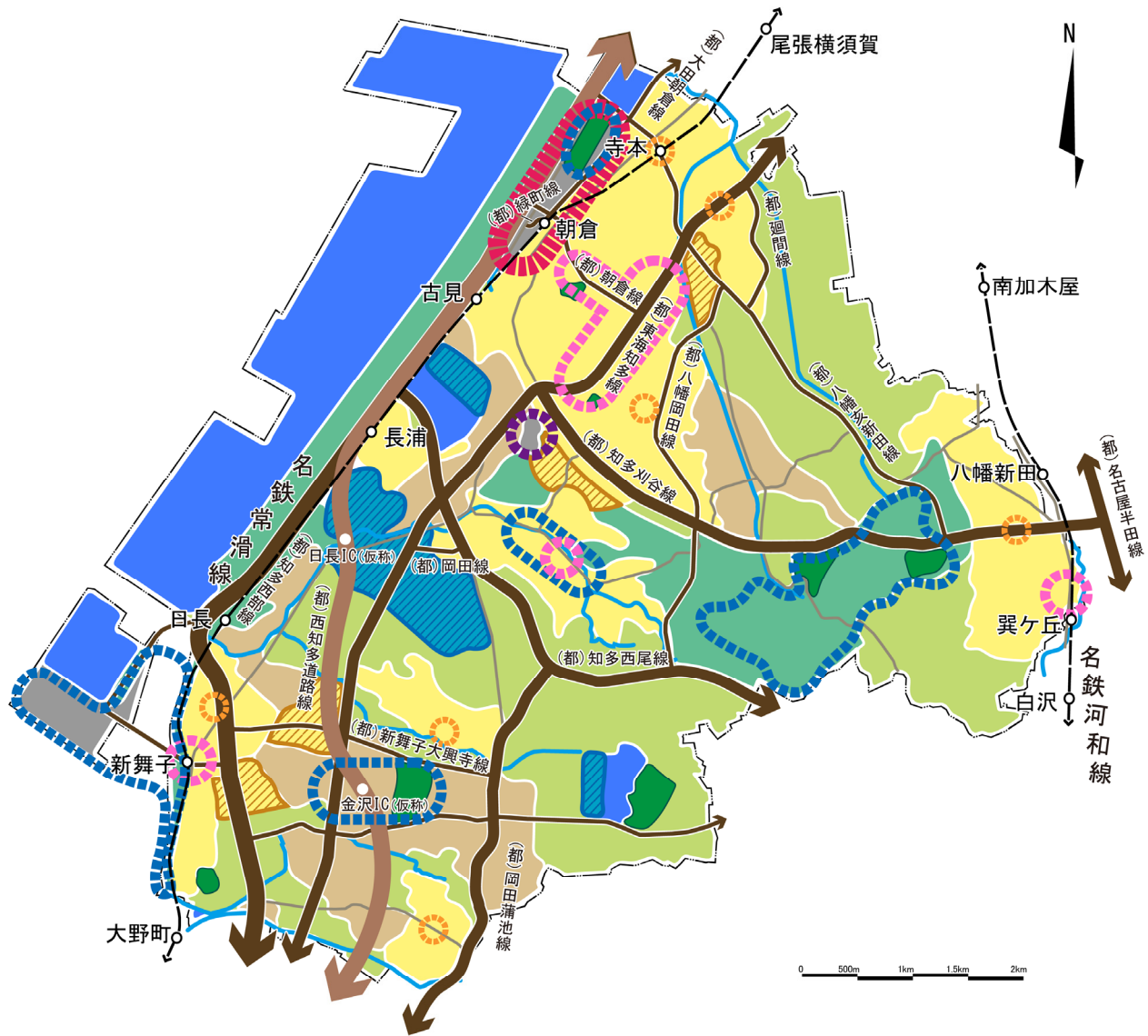
緑地















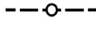





まとまりのある緑地及び比較的小規模な農地と緑地が混在する地域で、多様な生物の生息空間としての機能や治水機能といった機能を有する自然環境や自然景観が残されたゾーンを、今後も継続して保全を図る緑地に位置付けます。

農地

水田を中心とするまとまりのある優良な農地で、食糧生産のみでなく治水機能や田園景観を有するゾーンを、今後も保全を図る農地に位置付けます。

将来都市構造図

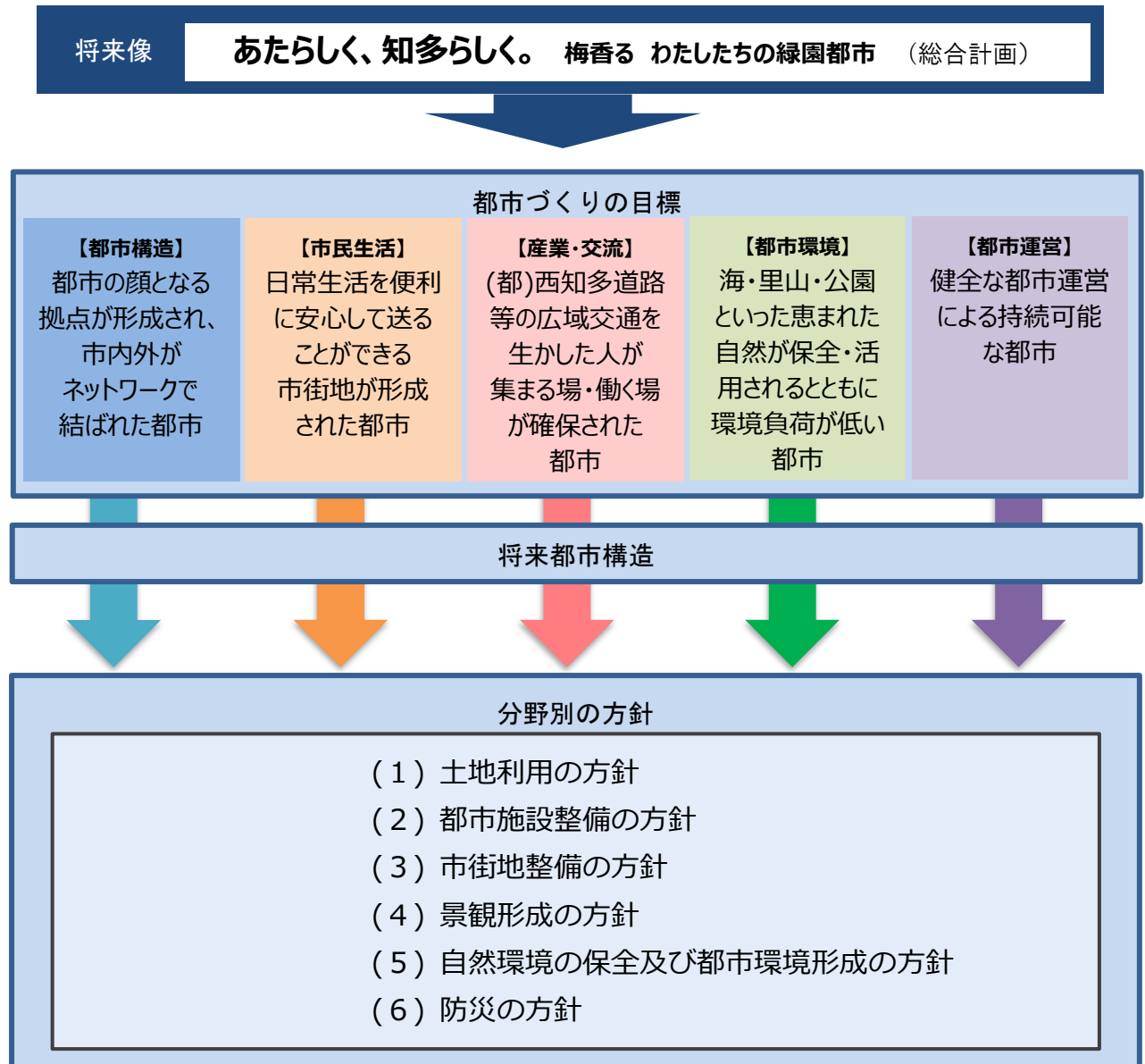


- | | | | | | |
|---|-----------|---|---------|---|----------|
|  | 住宅地 |  | 都市拠点 |  | 地域高規格道路 |
|  | 住宅地候補エリア |  | 副次的都市拠点 |  | 主要幹線道路 |
|  | 工業地 |  | 地域生活拠点 |  | 都市幹線道路 |
|  | 産業地候補エリア |  | 広域交流拠点 |  | 地区幹線道路 |
|  | 公共公益の施設用地 |  | 健康福祉拠点 |  | 鉄道・駅 |
|  | 緑地 |  | 主要な公園 |  | 河川の水辺空間軸 |
|  | 農地 | | | | |
|  | 集落地 | | | | |

第4章
全体構想

4 都市づくりの方針

本市がめざす将来像を達成するために定めた都市づくりの目標及び将来都市構造の実現に向け、土地利用や都市施設整備の方針等を始めとする都市づくりの方針を示します。



(1) 土地利用の方針

ア 市街化区域の土地利用の方針

市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」(都市計画法)であり、計画的な市街化の促進や、既成市街地の土地利用の維持、改善等によって、都市機能の適切な誘導を図ります。

都市機能の誘導に当たっては、集約型都市構造の構築に向けて、立地適正化計画に基づき、駅周辺等への都市拠点や副次的都市拠点の誘導を図るとともに、日常生活に必要な機能が身近に確保された歩いて暮らしやすい生活圏の形成を図ります。

このため、ここで定める方針に基づき、現在の用途地域を基本としながら、社会経済情勢の変化等に合せ用途地域の見直しに関する検討を行うとともに、あわせて地区計画の決定、変更等の検討を行うことで、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

(ア) 住居系土地利用の方針

■専用住宅地区（住居専用系用途地域）

- 低層住宅を主体とした土地利用を基本としつつ、日常生活に必要な機能が身近に確保された歩いて暮らしやすい生活圏の形成に向け、一定規模以内の商業施設等の立地を図り、ゆとりがあり暮らしやすい居住環境の維持、増進を図ります。
- 低層住宅と中層住宅の混在による日照等の居住環境の悪化防止のため、必要に応じて高度地区を定める等、建物の高さ等の規制、誘導を図ります。

■一般住宅地区（住居系用途地域）

- 低層住宅や中高層住宅を主体とした土地利用を基本としつつ、日常生活を支える商業施設や、公共、民間のサービス施設等の立地を図り、暮らしやすい居住環境の維持、増進を図ります。
- 鉄道駅の周辺においては、公共交通の利便性を生かし、中高層住宅の立地を誘導し、駅前居住やまちなか居住の促進を図ります。
- 幹線道路沿道においては、充実した都市基盤施設を生かし、周辺の低層住宅地と調和を図りつつ中高層住宅を主体とした住宅地の形成を図ります。その際、低層住宅と中層住宅の混在による日照等の居住環境の悪化防止のため、必要に応じて高度地区を定める等、建物の高さ等の規制、誘導を図ります。

(イ) 商業系土地利用の方針

■拠点的な商業・業務地区（商業系用途地域）

- 朝倉駅周辺においては、本市における都市拠点としての機能の充実をさらに図っていくこととし、行政機能(市役所等)及び交通結節機能を一体的に配置し、市民サービスの利便性向上、交流を促進します。また、北側の文化・スポーツ施設と連携しながら、市民の多様なニーズに応えられる商業・交流機能の充実や市外から人を呼び込めるような居住機能の充実を

駅前や市役所付近のイメージ



図ることで、本市の玄関口にふさわしいにぎわいの形成を図ります。

- 新舞子駅周辺においては、海の観光資源を生かしたレクリエーション拠点としてふさわしい商業機能の集積を高めつつ、周辺に立地する公共公益的施設を生かし、本市南部における拠点にふさわしい地区の形成を図ります。また、駅周辺の古くからの既成市街地では、狭あい道路が多く残ることから、拠点の形成に当たっては、狭あい道路の対策、公園緑地等オープンスペースの整備等、既成市街地における整備・改善を図ります。

■地域の身近な生活拠点地区（商業系及び幹線道路沿道の住居系用途地域）

- 寺本駅、巽ヶ丘駅、新舞子駅周辺、にしの台、新知東町地区等各地区の中心地においては、日常生活を支える商業、サービス機能等を主体とした身近な商業地の形成を図ります。
- 幹線道路沿道においては、住宅地としての土地利用を基本としつつ、日常生活を支える商業、サービス機能等の誘導を図ります。このうち、特に（都）東海知多線及び（都）知多刈谷線の沿道においては、広域的な自動車交通に対応した沿道型商業施設の立地誘導を図ります。
- その他の幹線道路沿道においては、主として徒歩圏内の居住者の日常生活を支える商業、サービス施設等の立地誘導を図ることにより、住宅地における生活利便性の向上を図ります。
- 日常生活に必要な機能が身近に確保された歩いて暮らしやすい生活圏の形成に向け、商業・サービス施設や集会所等の公共公益的施設等が集積する地域生活拠点の形成を図るとともに、地区幹線道路沿道を中心にこれら機能が立地する地域生活軸の形成を図ります。

（ウ）工業系土地利用の方針

■専用工業地区（工業専用地域・工業地域）

- 臨海部の工業地においては、名古屋港港湾計画との整合を図りつつ、既存の産業集積を生かした工業系土地利用の維持を図るとともに、敷地内の緑化等による緑地の確保を図ります。
- 土地区画整理事業により新たに整備する新南地区については、積極的に企業誘致を行い、工業系土地利用を図るとともに、敷地内緑化等により周辺環境との調和を図ります。

臨海部工業地



©名古屋港管理組合

■住工複合地区（準工業地域）

- 工業施設と住宅が混在する岡田地区、新知地区の一部については、既存工業の事業継続や、暮らしやすく働きやすい職住近接の生活様式に配慮しつつ、土地利用の混在による諸問題を解消すべく、工業系土地利用の集約に努めます。このため、地区の土地利用動向に応じ、工業再配置を図るほか、必要に応じて緩衝緑地の設置等により居住環境の保全を図ります。
- 工業系から住居系への土地利用の転換が顕著にみられる地区においては、土地利用の動向や市民要望を見極めつつ、居住環境の維持、増進に向けた土地利用の規制・誘導を図ります。
- 既存の工業施設用地から住宅地への土地利用転換が生じている地区においては、低層住宅と中高層住宅の混在による居住環境の悪化防止を図ります。

(エ) その他の土地利用の方針

■公共公益的施設地区

- 新^し知^め七^や五^ま三山地区においては、保健・福祉・医療・子育て・介護の市民のニーズに応じた一体的、体系的なサービスを提供する健康福祉の拠点として、必要な機能が集積する土地利用を図ります。
- 海浜レクリエーション施設、緑地等が集積する大規模な公園を主体とした地区においては、今後も公共公益的施設を主体とした土地利用を維持します。

イ 市街化調整区域の土地利用の方針

市街化調整区域は原則として「市街化を抑制すべき区域」(都市計画法)であり、市街化調整区域においては、里地や生態系に配慮した環境の保全を基本とします。一方、集落地等における人口、コミュニティの持続性を維持するため、居住者の生活環境の維持、増進や地域の活性化に向けての、都市的土地利用の立地も必要とされることから、自然環境と都市的土地利用の調和を図り、秩序ある土地利用を図ります。

また、将来フレームに対応し、現在の市街地に隣接する地域や、広域交通による利便性に優れた地域等を中心として、新たな市街地の計画的な形成を図ります。

■集落地

- 集落地においては、低層住宅を主体とした農家住宅、分家住宅等の既存の土地利用を維持し、農地や里山と一体となった良好な居住環境の保全を図ります。
- 地域の中心となる主要な集落地については、住民が安心して暮らし続け、コミュニティの維持ができるよう、日常生活を支える商業、サービス等の利便施設や集会施設等の公共公益的施設の適正な配置に努めます。

■農地及び緑地

- 優良農地等のうち、今後も農用地として保全すべき一団の農地について、その保全を図ります。
- 佐布里池周辺の緑地については、本市の自然環境を代表する重要な緑の資源として保全を図ります。また、その他の緑地についても、農地や集落地とともに一体的に田園環境を構成する里山、生物多様性を維持する緑地として保全に努めます。
- 農地及び緑地は、担い手の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地や放棄された里山の発生による自然環境の質や景観の悪化が懸念されるため、その対応について検討を進めます。

佐布里池



■専用工業地区

- 浦浜地区においては、市街化区域への編入や地区計画等により、周辺環境や景観と調和した工業地の形成を図ります。
- 本市南部に位置し、知多墓園に接して立地する大興寺工業団地においては、周辺の里地環境との調和を図りつつ、既存の産業集積を生かし、現行土地利用を維持します。

■都市的土地利用検討地区

都市的土地利用への転換に当たって新たに市街化区域に編入する場合には、必要に応じて地区計画を定める等、適切な土地利用の誘導、地区施設の整備や周辺環境との調和を図るよう、建物の用途、形態等の規制、誘導や緑地の保全、形成等を図ります。

(住居系)

- 住居系の検討地区として、信濃川東部地区(2期)、新東地区、旭地区及び旭南地区を位置付けます。これらの地区においては、居住機能のほか、居住者の生活の利便性を支える商業、サービス機能の立地誘導を図り、良好な住居系土地利用を主体とした市街地の形成を図ります。
- 新市街地の整備に当たっては、面的整備事業を基本に計画的な整備を進めます。

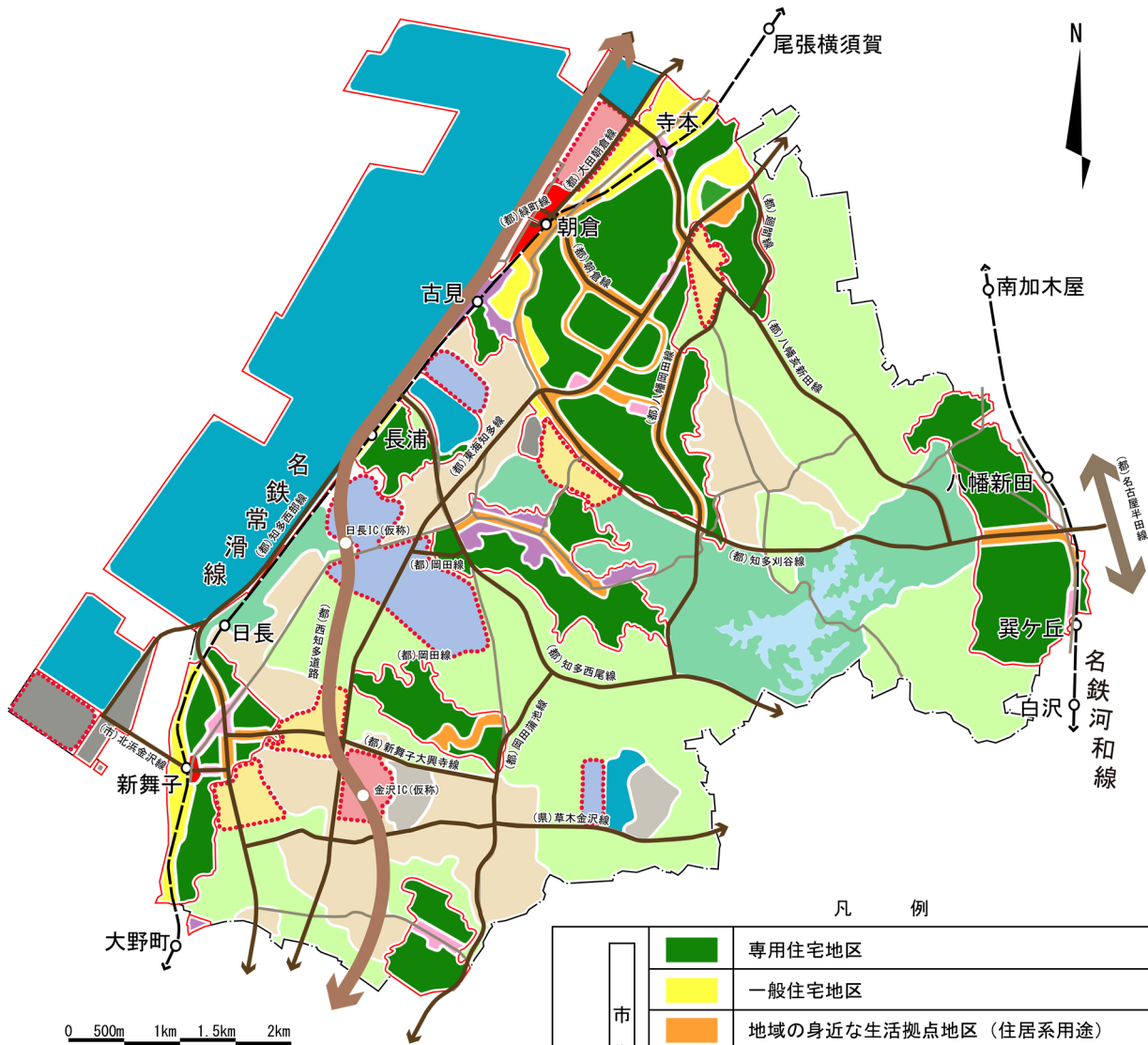
(産業系)

- 工業系の検討地区として、新南地区(2期)、日長インターチェンジ(仮称)周辺地区、大興寺工業団地地区(2期)を位置付けます。これらの地区においては、本市における今後の産業の見通しや都市基盤整備に関する事業熟度を勘案しつつ、計画的に市街地の形成を図ります。
- 新市街地の整備に当たっては、面的整備事業を基本に計画的な整備を進めるとともに、新南地区(2期)については、工業系の新市街地の形成を図ります。また、大興寺工業団地地区(2期)については、市街化調整区域内地区計画を活用した工業地の形成を促進するとともに、事業完了後は大興寺工業団地地区(1期)をあわせた市街化区域への編入を検討します。
- 観光交流系の検討地区として緑町北部地区を、地域振興系の検討地区として金沢インターチェンジ(仮称)周辺地区を位置付けます。これらの地区においては、本市における今後の産業の見通しや官民連携による施設等の整備に関する調整、都市基盤整備に関する事業熟度を勘案しつつ、計画的に市街地の形成を図ります。
- 都市拠点に含まれ、市民体育館や知多運動公園といったスポーツ機能が集積する緑町北部地区においては、これら機能のさらなる強化・充実による交流の拡大や市民の健康増進に向け、市街化区域への編入とあわせ地区計画等により商業機能やスポーツ機能等の新たな機能の立地を図ります。

(その他)

- 公共公益的施設の検討地区として、南5区Ⅲ工区を位置付け、名古屋港港湾計画との整合を図った土地利用を進めます。

土地利用計画図



凡 例

市街化区域		専用住宅地区
		一般住宅地区
		地域の身近な生活拠点地区（住居系用途）
		地域の身近な生活拠点地区（商業系用途）
		拠点的な商業・業務地区
		住工複合地区
		公共公益的施設地区
		専用工業地区
		都市基幹公園・墓園
		集落地
市街化調整区域		農地
		緑地
		都市の土地利用検討地区（住居系）
		都市の土地利用検討地区（産業系：工業系）
		都市の土地利用検討地区（産業系：観光交流系・地域振興系）
		都市の土地利用検討地区（公共公益的施設）
	鉄道・駅	
	市街化区域	
	市境	

第4章

全体構想

(2) 都市施設整備の方針

都市交通施設や公園・緑地等の都市施設については、ここで定める方針に基づいて、整備を進めていきます。また、公共施設等総合管理計画や公共施設を維持するための関連計画に基づき、これら都市施設の適切な維持管理を図っていきます。

ア 都市交通施設の方針

(ア) 幹線道路ネットワークの形成の方針

■ 地域高規格道路及び主要幹線道路

都市間を結び、主として広域の自動車交通を処理するとともに、高速道路及び空港へのアクセス機能等を高める走行性の高い幹線道路として、以下の路線を位置付け、未整備区間については早期の事業化に向けた働きかけを引き続き行う等により、その整備を促進します。

地域高規格道路

(都)西知多道路(23.5~25.75m-4~6車線・整備を促進)

主要幹線道路

(都)知多西部線(幅員23m-4車線・整備済)

■ 都市幹線道路

分散する市街地を相互に連絡し、各市街地と都市拠点、副次的都市拠点等を結ぶ等、本市の都市構造の一体性を確保し、都市の骨格を形成する幹線道路として、以下の路線を位置付け、未整備区間の整備を促進します。

(都)東海知多線(幅員16~20m-2~4車線・未整備区間の整備を促進)

(都)知多刈谷線(幅員12~28m-2車線・未整備区間の整備を促進)

(都)知多西尾線(幅員16~19m-2車線・整備済)

(都)岡田蒲池線(幅員12m-2車線・未整備区間の計画見直しの検討)

■ 地区幹線道路

各市街地における骨格を形成し、市街地において発生・集中する自動車交通を円滑に上位の道路に導き、都市幹線道路を補完するとともに、歩行者、自転車の主要なネットワークの形成要素となる等、住民の日常生活の軸となる幹線道路として、以下の路線を位置付け、未整備区間の整備を促進します。

(都)大田朝倉線(幅員18m-2車線・整備済)

(都)朝倉線(幅員16~21m-2車線・整備済)

(都)廻間線(幅員16m-2車線・整備済)

(都)八幡岡田線(幅員12~16m-2車線・整備済)

(都)新舞子大興寺線(幅員12m-2車線・整備済)

(都)八幡亥新田線(幅員7.5~23m-2車線・未整備区間の整備を促進)

(都)岡田線(幅員12m-2車線・整備済)

(県)草木金沢線

(市)北浜金沢線

■補助幹線道路等

都市幹線道路、地区幹線道路網を補完する(県)名古屋半田線や(県)大府常滑線等の補助幹線道路は、市街地や集落地等の各地域の骨格を形成する道路として重要な役割を担うことから、未整備区間の整備を促進します。

既成市街地や市街化調整区域の集落地における生活道路については、市街地、集落地の防災性に配慮して、狭あい道路の改善等の整備を進めます。

土地区画整理事業が施行中の地区においては、事業の早期完了へ向けた支援を引き続き進め、区画道路の整備を促進するとともに、土地区画整理事業が施行された地区等については、整備済みの区画道路の適切な維持管理を図ります。

(イ) 幹線道路ネットワークの見直し方針

上記において位置付けた幹線道路のネットワークについて、都市計画決定、その他整備計画に基づき未整備区間の整備を促進することを基本としつつ、今後の道路整備を取り巻く社会経済情勢の変化等に応じ、都市計画の見直し等を適切に行います。

(ウ) 公共交通ネットワークの形成方針

■公共交通の利用促進

○高齢化が今後さらに進行すること等により、公共交通の重要性が増していくと考えられるため、鉄道、バス事業者に働きかけ、公共交通の充実や利便性向上を図るとともに、地域の実情に合った総合的な公共交通体系の形成に向けた検討を進め、利用促進を図ります。

■鉄道

○高齢者を始め誰もが安心して暮らし続けられる都市の実現に向け中心的な役割を担い、公共交通の主要な軸となる鉄道については、鉄道事業者と協力・連携して、利便性の維持を図ります。

■バス

○市域の西部と東部に偏在する鉄道駅を補い、公共交通を軸とした生活圏を維持するための重要な役割を担うバス路線については、鉄道へのアクセスができるとともに、各拠点間を連携する公共交通のネットワークの形成を図ります。さらに、こうした公共交通のネットワークを補完し、交通不便地域を解消する交通手段の確保を検討します。

あいあいバス



(エ) 交通結節機能の整備方針

○鉄道駅及びその周辺においては、公共交通の利用促進を図るため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等により、多くの利用者が安全に使える施設の整備を図ります。

○公共交通の乗り継ぎ拠点としての役割を担う鉄道駅においては、乗り継ぎ利便性の向上を図り、交通結節機能を強化します。

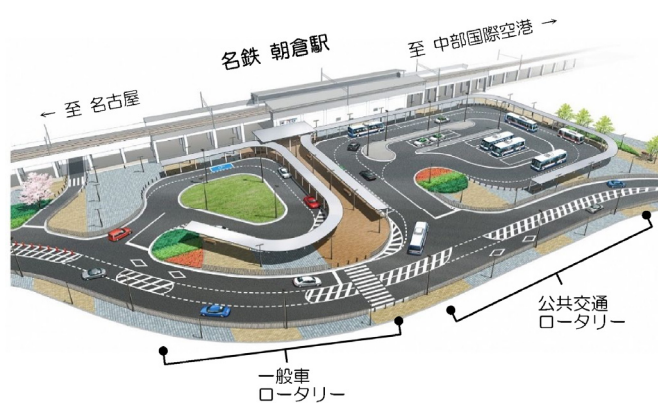
○鉄道駅周辺においては、パーク&ライド、キス&ライド、サイクル&ライド等、複数の交通手段の乗り継ぎ利便性の向上を図るため、駐車場（自動車・自転車）の整備等を検討します。

○朝倉駅周辺では、交通結節機能の強化、駅アクセス機能や朝倉インターチェンジへの自動車動線の強化等、駅周辺の混雑解消に向けた交通環境の整備を進めます。また、安全で円滑な交通を確保するため、無電柱化に配慮した事業の推進を図ります。

○都市計画決定している新舞子駅前及び巽ヶ丘駅前の自転車駐車場については、いずれも整備済みとなっており、今後は、機能の維持・利用増進を図ります。

○徒歩・自転車利用を促進する交通体系の構築を図ります。

駅前ロータリー完成予想図



イ 公園・緑地

(ア) 施設緑地の整備方針

■都市公園

(住区基幹公園)

- 街区公園については、市街化区域において概ね250m以内で到達できることを基本に配置し、不足する地域においては、広場、児童遊園地等のオープンスペースにより公園機能を代替すること等を検討します。
- 近隣公園、地区公園については、北部地域では知多運動公園及び公共施設緑地等を活用し、公園が不足する地域の補完を図ります。さらに、七曲公園については、都市計画決定に基づき整備を進めます。また、中部地域では岡田地区のまとまりのある樹林地等、南部地域では旭公園及び新舞子マリンパーク等を活用し、不足する公園の補完を図ります。
- 土地区画整理事業等により計画的に形成された市街地においては、今後の施設の老朽化、利用圏域のコミュニティの需要動向(高齢化、子育て世代の増加、世帯構造の変化、レクリエーションのニーズの多様化等)に対応するため、既存の都市公園の機能更新を図ります。また、その計画づくりや維持管理に当たっては、住民の参画を図ります。

佐布里緑と花のふれあい公園



旭公園



(都市基幹公園)

- 知多運動公園については、交流の拡大や市民の健康増進に向け、官民連携の施設整備等によるスポーツ機能の強化・充実を図ります。
- 旭公園については、市民のニーズに対応した新たな施設の配置等を検討します。

(特殊公園)

- 佐布里緑と花のふれあい公園については、佐布里水源の森と一体的に機能の充実を図ります。

(墓園)

- 知多墓園については、現行の都市計画決定に基づきつつ、社会経済情勢及び墓地利用者のニーズに合わせた整備を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

■公共施設緑地

- 現況の公共施設緑地については、維持・改善に努め、オープンスペースとしての公開性の向上を図ります。

- 県有地である佐布里水源の森については、市民が自然と触れ合う場として、保全と活用を図ります。
- 南5区Ⅲ工区においては、名古屋港管理組合等関係機関に要請して、市民に親しまれる緑地の創出を図ります。

■民間施設緑地・民有地緑地

- 現況の臨海部工業地の緩衝緑地帯であるグリーンベルトについては、住工分離の明確化することにより住環境が保全されるだけでなく、生物多様性や良好な自然景観の形成、事故発生時の影響緩和といった多様な機能を有しているため、民間施設緑地として維持、保全を図ります。
- 良好な自然環境を有する樹林地を市民緑地制度の導入を検討し、保全を図ります。
- 里山を整備・保護する団体への支援を行います。

(イ) 地域制緑地の指定方針

■法によるもの

- 将来的な社会経済情勢の変化等に応じて、特別緑地保全地区の指定の必要性について検討します。
- 公園、緑地等の整備の現況及び将来の見通しを勘案して、生産緑地地区の適正な保全を図ることにより良好な都市環境を形成するように努めます。また、生産緑地法の改正に合わせ、生産緑地指定から30年を迎える農地については、土地所有者の意向を確認し、特定生産緑地への移行を図ります。
- まとまりのある緑地として農業振興地域農用地区域を位置付け、各種事業計画と整合を図り、農業施策と連携して保全に努めます。
- 森林以外への転用や開発行為に関する規制がなされている保安林の指定を継続します。

生産緑地地区



(ウ) 都市緑化の方針

- 現在実施している「花いっぱい運動」に園芸福祉の理念を取り入れ、園芸に触れたり、取り組むことによって心が豊かになる効果等を利用し、市民の誰もがより健康で幸福になれるような緑と花のまちづくりを推進します。
- 住宅地における緑化推進、公共施設や商業施設等における屋上・壁面緑化等の推進により、市街地における地表温度上昇の抑制や低炭素社会実現に向けた取組を行います。

ウ 下水道・河川

(ア) 下水道（汚水・雨水）の整備方針

生活環境の改善、河川、海域等の公共用水域の水質保全のため、老朽化した施設の計画的な更新及び適正な維持管理を行います。

- 南部浄化センターの老朽化した施設等について、計画的な改築更新や耐震化に取り組むとともに、維持管理の強化によって汚水管を含めた施設の延命化を図ります。
- 市内には、汚水を処理場へ送るために必要不可欠な汚水管や中継ポンプ場が各所に設置されています。これらの施設についても適正な維持管理により施設の延命化を図ります。
- 市街化調整区域の汚水処理については、全県域汚水適正処理構想に基づき、関係部局との連携を図りながら、最適な処理方法による整備に努めます。
- 雨水排水施設については、適正な維持管理に努めるとともに、周辺の土地利用状況を踏まえながら、浸水対策や生活環境の向上のために整備を進めます。

南部浄化センター(管理棟)



(イ) 河川の整備方針

都市の防災性向上、環境保全や景観保全、レクリエーション的な活用等の総合的な観点から河川の整備を推進するとともに、海岸護岸の適正な維持管理に努めます。

- 二級河川の日長川及び信濃川は、「日長川水系河川整備計画」、「信濃川水系河川整備計画」に基づき県により整備が進められています。今後も、浸水被害の解消に向けた改修を県に働きかけるとともに、地域の治水対策を進めます。
- 準用河川、普通河川については、河川機能の確保に努め、引き続き浚渫、草刈等の適切な維持管理を実施していきます。また、周辺の土地利用状況を踏まえながら、整備を検討します。
- 生物多様性の確保や景観形成の観点から、河川水辺環境の保全と改善、散策路整備や親水化によるレクリエーション的活用を検討します。
- 海岸護岸については、土地の保全・利用上、津波・高潮に対する都市の防災上、重要な役割を果たしており、管理者である県と連携を図りながら適正な維持管理に努めるとともに、高潮や波浪に対する防護機能の向上を検討します。

エ その他都市施設等の方針

(ア) 供給処理施設等の方針

供給処理施設は、市民生活を営む上で必要不可欠な施設であり、地球環境問題への対応や都市の防災性の向上等の観点から適正な維持管理や機能更新に努めます。

ごみ処理施設等については、施設の安定した稼働や適正なごみ処理に努めるとともに、循環型社会の形成へ向けた取組を推進します。

■ 供給施設

○上水道については、老朽化した施設の計画的な更新や耐震化に取り組み、適正な維持管理に努めます。また、ガス施設を始めとするその他供給施設についても、民間事業者等に対し、適正な維持管理や施設の耐震性の強化を要望していきます。

○新たな施設の整備に当たっては、維持管理等にかかる費用の縮減や環境への負荷を低減するため、効率的な整備を促進します。

■ ごみ処理施設

○清掃センター及び東鴻之巣最終処分場については、安定したごみ処理を確保します。

○ごみ処理の広域化に向け、西知多クリーンセンターの建設を進めます。

■ リサイクルプラザ

○廃棄物のリサイクルを推進するため、市民との協働や企業との連携により、資源回収の展開を図ります。

■ 火葬場

○知多斎場については、今後も適正な維持管理による火葬施設の延命化を図ります。

(イ) その他公益的施設の方針

超高齢社会の進展、環境問題への対応等の課題に的確に対応し、高齢者や子育て世代への配慮、環境負荷への配慮等が都市づくりに求められており、公共公益的施設においては、とりわけ先導的な取組が必要です。

このため、今後の公共公益的施設の整備や施設改修に当たっては、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン、緑豊かで環境共生に配慮された施設づくり等の方向性を取り入れた施設整備を進めます。

特に、既に高齢化が顕著に進む地区においては、施設のバリアフリー化を始め高齢者が使いやすい施設の整備を進めるとともに、利用者の需要に対応できるよう市民協働による計画づくりや維持管理を進めます。

■学校教育・生涯学習関連施設

- 教育施設については、今後の市街地整備や人口動向に対応し、通学区域等に配慮しながら施設整備を検討するとともに、施設の複合化や地域に開かれた学校づくり等、機能の多様化と充実を検討します。特に、土地区画整理事業が施行中の信濃川東部地区については、市街地整備による人口増加に対応する施設整備を検討していきます。
- 生涯学習の拠点となる施設や各地域のまちづくりセンター、コミュニティセンターや公民館等のネットワークを充実させ、必要に応じて施設の配置や設備の見直しを行います。
- 図書館については、都市拠点に位置付けた朝倉駅周辺への移転を図ります。

■保健・医療・福祉施設等

- 新^し知^め七^{やま}五^{やま}三^{やま}山地区において、本市における健康福祉の拠点として、保健・福祉・医療・子育て・介護の市民のニーズに応じた一体的、体系的なサービスの提供を行うために必要な機能集積の維持を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、本市における介護保険事業の保険者である知多北部広域連合と連携し、地域密着型サービス施設の整備を支援します。
- 子育ての多様なニーズに対応できるよう、施設機能を充実させるとともに、屋内型あそび広場と一時預かり事業を行う子育て支援施設の整備を図ります。
- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、市内の社会福祉法人等と連携して、福祉施設の充実を図ります。

(3) 市街地整備の方針

将来都市構造の考え方にに基づき、今後の人口減少、少子高齢化社会に対応した、持続可能な地域をめざし、市街地整備を進めていくこととします。

ア 既成市街地の整備の方針

- 朝倉駅周辺においては、本市の玄関口として、行政施設やスポーツ施設等の立地を生かしつつ、商業施設や交流施設といった都市機能やまちなか居住を促進する居住機能が集積するにぎわいある市街地への再整備を図ります。
- 土地区画整理事業等の面的都市基盤整備が行われた地区においては、地区計画や各種協定により、良好な居住環境となる市街地形成の誘導を図ります。
- 市街化区域内で面的都市基盤整備が行われておらず、農地等の都市的土地利用が図られていない土地(低・未利用地)が多く残された地区(亥新田南部地区等)においては、道路事業等による幹線道路整備とともに、土地区画整理事業や地区計画の活用等による面的な都市基盤整備を検討します。
- 土地区画整理事業等の面的都市基盤整備が困難な既成市街地においては、地区の骨格となる主要生活道路の拡幅や交通安全上問題となる箇所の部分的な改良、公共施設の多面的活用等、居住環境の改善、向上を図ります。
- 計画的に開発された戸建住宅団地においては、居住者の高齢化が進む中、安心して暮らし続けられる環境づくりのため、空家の利活用に対する支援や生活関連サービス機能を高めます。
- 公営住宅については、バリアフリー等の社会のニーズに合わせた施設改修を行うとともに、適切に維持管理を行います。
- 増加が懸念される空家については、空家等対策計画に基づき対応します。

イ 新市街地の整備の方針

市街化調整区域の都市的土地利用検討地区や現在土地区画整理事業が実施中の地区における新市街地の開発整備では、以下に挙げる手法を活用して、良好な市街地の計画的な形成を図ります。

- 市街化区域に編入し、土地区画整理事業等の面的都市基盤整備を進めると同時に、適切な用途地域を定め、必要に応じて地区計画や各種協定等により、地域の実情に応じた良好な居住環境を有する市街地の形成を図ります。
- 現在、土地区画整理事業が施行中の信濃川東部地区や新南地区については、早期の事業完了に向けた支援を行っていきます。
- 本計画及び愛知県の「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」に適合する等、一定の要件を満たす場合には、市街化調整区域における地区計画を活用して地区施設や土地利用、緑地保全等の計画を定める等、民間宅地開発事業等による良好な市街地の形成を図ります。

(4) 景観形成の方針

ア 景観形成の方針

本市の景観の骨格は、緑地、河川、海等の緑と水で形成されています。その骨格構造を念頭におき、シンボリックな地区や住宅地、公共空間等における良好な景観の形成、地域特性を生かした景観の形成等により、都市や地域の魅力を高めます。

(ア) 景観の骨格構造の形成

- 朝倉駅周辺(都市拠点)においては、「知多市の顔」となるシンボリックな景観を創出するため、本市の玄関口にふさわしいにぎわいのある景観の形成を図ります。また、朝倉駅周辺はこれまで無電柱化を基本とすることで自然と都市機能とのバランスがとれた美しい景観が守られてきたことから、今後の再整備に当たっても、引き続き無電柱化に配慮した事業の推進を図ります。
- 佐布里池周辺、新舞子海岸・マリパーク周辺、岡田中央地区(広域交流拠点)においては、それぞれが持つ景観資源を活用します。
- 良好な住宅地や工業地等の特性に応じた景観の保全・形成を図ります。また、土地区画整理事業等により新たに住宅地を形成する地区においては、自然景観に配慮する等、計画的に良好な景観形成に努めます。
- 主要な道路における街路樹の植栽や沿道における良好な景観の形成等、道路を軸とした景観形成を図ります。
- 尾根筋と谷筋からなる丘陵地の地形と海とのつながり等、本市の地形が持つ本来の骨格を実感できるよう、まとまりのある緑を重点的に保全するとともに、海、川、池等の水辺景観の再生・創出を図り、景観の全体像を見渡せるような眺望に配慮します。

(イ) 公共空間における景観整備

- 道路の沿道においては、屋外広告物や路上占用物等に関する法令等に基づく適正な規制・誘導により、自然景観やまちなみの景観との調和に配慮しながら、良好な沿道景観の形成を図ります。
- 市街地や集落の骨格となる道路等、住民の日常生活に密着した身近な道路においては、沿道景観を含め、安心して楽しく歩ける道路空間となるような景観の形成を図ります。
- 日常的に住民が利用する公園や学校、公民館等の公共公益的施設においては、緑化等による景観への配慮を図ります。

(ウ) 地域特性・まちの個性を生かした景観誘導

- 都市景観は、歴史的・文化的風土により形成される地域の個性が総合的に反映されるもの、という認識に立ち、地域の特性やまちの個性を生かした景観づくりに努めます。
- 周辺の景観に大きな影響を与える大規模な開発行為等については、周辺の景観に配慮して、良好な景観のため、規制・誘導を図ります。

イ 景観形成の推進体制

市民協働による景観形成を進めるとともに、庁内体制の充実を図り、景観法等を活用した景観形成を検討します。

(ア) 市民協働による景観まちづくり

○景観形成は、公共的空間の整備のみならず、民有地や建物等にも密接に関連することから、地域全体での問題意識の共有や計画に当たっての合意形成に努め、市民協働による景観づくりへの取組を推進します。

(イ) 景観法等を活用した景観形成

○景観形成に当たって必要となる建築物の規模、形態、意匠の規制・誘導、緑化の推進等については、従来の用途地域や地区計画、屋外広告物条例等による規制・誘導の方策に加え、景観法を活用した景観形成についても可能性を検討します。

(5) 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

ア 自然環境の保全の方針

本市の主要な自然環境は、佐布里池周辺や旧海岸線に沿った斜面地等のまとまりのある緑地(樹林地、農地)のほか、河川やため池等からなっています。

これらの環境資源は、治山・治水等の防災機能や食糧供給、二酸化炭素の吸収、地表温度の上昇抑制、生物多様性等、環境を保全するための重要な機能を持っていることから、都市的土地利用と調整しつつ、その保全・育成を図ります。

■緑地環境

- 緑地については、計画的に自然環境を残すため維持・保全に努めつつ、ふれあいや癒しの場として価値の高いものについては、緑地環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図ります。
- 佐布里池周辺の緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、広域交流拠点として活用を図ります。また、佐布里池から北西方向へ伸びる樹林地、旧海岸線に沿った樹林地についても保全を図ります。
- 優良農地については、農業生産の場に限らず、市街地を囲む緑地空間としての機能を重視し、水路やため池等とともに保全を図ります。
- 管理が適切に行われなくなった竹林は、拡大することで里山の生態系や周辺環境に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、竹林の適切な管理を促進します。

自然調査隊実施風景



■水辺環境

- 河川等の水辺環境の整備に当たっては、流域の特性に応じた水循環の保全や再生等の多自然川づくりにより、自然の水質浄化作用、生物の多様性を育む役割の維持・向上を図ります。また、その周辺における土地利用については、水質の保全に十分配慮します。
- 新舞子海岸一帯及びマリパーク周辺の海浜緑地等は、海域も含め市民が利用できる貴重な海岸・海域であることから、水質や海岸環境の保全、広域交流拠点として機能の充実を図ります。

イ 都市環境形成の方針

市街地においては、健康に配慮した環境の保全や低炭素社会の実現をめざし、二酸化炭素の吸収、地表温度の上昇抑制、生物多様性の確保等により、人と環境にやさしい都市づくりを進めます。

■ 道路・公園・河川等の公共施設

- 道路や公園、河川等における緑化の推進と適正な維持管理、雨水貯留・浸透施設による保水機能の向上や地下水の保全等を推進します。
- 河川や水路の整備に当たっては、市街地内において、潤いあるオープンスペースを創出する役割等を考慮しつつ、地表温度の上昇抑制等の多様な機能の維持・向上を図ります。
- 幹線道路の緑化や河川・水路の水辺空間軸の活用等により、公園や緑の資源をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図るとともに、徒歩や自転車で緑を身近に感じることのできる空間としての活用を図ります。

幹線道路の緑化の事例



■ 民有地・公益的施設

- 民有地や公益的施設における敷地内及び屋上・壁面の緑化の促進、太陽光・風力発電等、再生可能エネルギーの利用を始めとする持続可能な循環型社会の構築に向けた取組を推進します。
- 臨海部工業地の緩衝緑地帯であるグリーンベルトについては、住工分離の明確化や生物多様性を維持するため、南北を貫く緑の軸として保全します。

臨海部工業地のグリーンベルト



(6) 防災の方針

「知多市地域防災計画」及び「知多市地域強靱化計画」に基づき、災害発生時における適切な対応や復旧活動を支える施設の整備や市街地の形成、自然環境の保全・改善等を図ることにより、市民の生命と財産を守り、安全で安心な都市づくりを推進します。

特に、人口が集中する市街地においては、地震、火災、水害等による被害が甚大となることが懸念されるため、都市基盤の整備や地域地区等を活用した規制・誘導等を行うことにより、都市型災害に強い都市づくりを推進します。

また、大規模な災害が発生した場合は、市の保有する能力だけでは対処できない課題が発生することも予想されるため、消火活動、救援活動、廃棄物対策活動等各分野において近隣市町との連携を密接にとり、相互的な応援体制を形成するとともに、より広い範囲での取組も進めます。

■ 震災対策

- 「知多市地域防災計画」において位置付けられる緊急輸送道路(県指定)及び緊急輸送道路(市指定)を中心とした道路網の維持・改良や橋梁等の公共施設の耐震診断・耐震改修等により、震災時の避難や救援物資輸送のネットワークを確保します。
- 同計画に基づき、民間と連携した災害予防を図るとともに、震災発生時には、適切な災害対策活動を実施します。
- 面的基盤整備が行われていない既成市街地を中心に、狭あい道路の対策、公園緑地等オープンスペースの整備により震災発生時の避難路や避難場所の確保を検討します。
- 昭和56(1981)年5月以前の民間建築物等については、「知多市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修を促進します。

■ 火災対策

- 臨海部の工業地においては、危険物が集中的に存在し、大規模地震の発生時等には、火災の発生による周囲への被害拡大の恐れがあることから、緩衝緑地帯であるグリーンベルトの保全に努めるとともに、立地企業と協働して火災予防を図ります。
- 建物の防火対策を推進するため、商業・業務施設の集積を図る区域や中層以上の土地利用を図る区域、住宅と工場等が混在する区域等を中心に、必要に応じ、防火地域や準防火地域等の指定を図ります。
- 公園緑地等のオープンスペースの整備により火災発生時の避難路、避難場所の確保を検討します。
- 住宅等が密集する市街地においては、建物の防火性能の向上を誘導するとともに、狭あい道路の対策、避難路・避難場所の確保等により市街地の改善を図ります。

■水害対策・土砂災害対策

- 河川の氾濫、内水被害における冠水、高潮等の水害対策や急傾斜地等における土砂災害対策については、河川情報の提供やハザードマップ等を通じて、市民の防災意識の啓発を図ります。
- 近年における災害の実情や都市化の進展に伴う流域の状況変化に対応し、調整池の整備を進めます。また、浸水被害軽減のため、雨水幹線の整備、雨水貯留施設の整備を進めます。
- 今後、新たに市街地の開発整備を行うに当たっては、それぞれの流域の状況に応じた排水計画の見直しを行い、流出量の増大に対応した河川改修、雨水調整池整備等の治水対策を図ります。
- 一定規模以上の開発行為等においては、雨水貯留・浸透施設設置の指導や透水性、浸透性のある舗装材を用いた道路舗装等の対策を検討します。
- 総合的な治水の観点から、樹林地、農地の保全、ため池の管理等による保水能力の維持を図ります。
- 土砂災害警戒区域等においては、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

■復興まちづくりの事前準備

- 震災や水害等による被災後、早期に計画的なまちの復興を進めていくため、被災時における体制、手順の明確化や、事前復興の取組を進めます。

ハザードマップ

